

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年9月30日

担 当	東京労働局 労働基準部 賃金課 課 長 古賀 睦之 主任賃金指導官 赤川 敦子
	賃金指導官 田村 滋康 TEL 3512-1614 (直通)

東京都最低賃金は10月1日から 時間額932円になります

- 1 東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、東京労働局長の決定を経て、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額932円になります。
- 2 東京労働局では、改正後の東京都最低賃金額の周知に努めるとともに、都内各労働基準監督署における講習会や監督指導の実施等により、履行確保を図ることとしています。
- 3 最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、中小企業・小規模事業者への支援の推進・拡充策として、平成28年度第二次補正予算案（平成28年8月24日閣議決定）において、業務改善助成金及びキャリアアップ助成金の助成額等の拡充等を盛り込むこととするとともに、申請手続の簡素化等運用の見直しを行ったところです。（キャリアアップ助成金については、平成28年8月24日以降の取組が支給対象となります。）
なお、上記助成金の拡充部分についての支給は、平成28年度第二次補正予算の成立が前提となります。
- 4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話 0120 - 311 - 615）を設けています。

[参考 1]

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として50万円以下の罰金の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

[参考 2]

東京都最低賃金の改正状況（過去10年間）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
引上額	5円	20円	27円	25円	30円
時間額	719円	739円	766円	791円	821円
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
引上額	16円	13円	19円	19円	19円
時間額	837円	850円	869円	888円	907円